

令和7年橋本市高野口公園桜まつり キッチンカー出店者募集要項

橋本市高野口公園桜まつりを令和7年4月6日（日）に開催します！キッチンカーを出店しPRしませんか！下記の通り、出店資格等を確認していただきお申し込みください。

●日時・場所

- ・開催日 令和7年4月6日（日）
- ・販売時間 午前11時～午後3時30分
- ・開催場所 橋本市高野口公園
- ・主催 橋本市高野口公園桜まつり実行委員会
（事務局：橋本市経済推進部シティプロモーション課）
- ・募集出店者 キッチンカー
- ・参考 前回来場者数 約1,000人

●概要

- ・応募期間 令和7年1月15日（水）～2月28日（金）
- ・申込方法 WEBフォーム（右記二次元コード参照）
- ・募集数 キッチンカー出店者11店
- ・募集区画 間口5m×奥行2m
- ・出店決定通知 3月初旬 メールにて通知
※募集が上回った場合は、役員会で抽選します。第一次優先として橋本市内の方を優先します。
※出店決定後、必要書類（申込フォームに記載）を提出できる方に限ります。
- ・出店料 3,000円
- ・搬入時間 午前8時30分～9時45分
- ・搬出時間 午後4時～5時
- ・イベント協賛 当日実施される「宝さがしイベント」の景品に協賛できること



【イベント内容】

高野口公園に隠された宝物（最大100個）を探し、キッチンカー・クラフト/フード店へ持っていくと、宝物と引き換えに景品をもらうことができる

※1人1個まで ※中学生以下対象

【依頼内容】

ガチャガチャの玉に入ったチケットを持ってきた子どもに対し、チケットと引き換えに当日の販売商品、又はプレゼントを1つ渡す

※イベント用に商品またはプレゼントを5つ、用意しておくこと

※宝物が全て見つからなかった場合の景品のあまりは補償できかねます

【申請時提出書類】

- ・食品衛生法に基づく営業許可証（写し）
- ・車検証（写し）

【出店決定後提出書類】（出店決定後一週間以内に提出必要）

- ・生産物賠償責任保険（P L 保険等）証券（写し）

キッチンカー出店者

- ・募集数 11 店
- ・出店エリア 別紙 1 または 2 の駐車場

※出店位置は、実行委員会が決定します。

出店資格

次に掲げる全てを満たす者であること。

①当該施設地域（橋本地域）で営業を許可する公的機関の発行する営業許可証を有すること。

②出店期間において営業許可証の期限が有効であること。

③次に掲げる者は出店できない。

- ・未成年者
- ・社会問題を起こしている業種又は者
- ・市税を滞納している者
- ・集团的または常習的に暴力不法行為を行う恐れがあると認められる者
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる行動を行う団体の代表者、主宰者又はその構成員並びにそれらの協力者である者

④前各号に掲げるもののほか、実行委員会が不適當と認める業種及び者

⑤次に掲げる飲食物等は出店できない。

- ・酒類、紙パック、ペットボトル、缶類は不可
- ・公序良俗に反する商品又は法律で禁止されている商品、並びに不適切な商品、サービスを提供する者
- ・第三者の著作権、財産権、プライバシー等の権利を侵害するおそれがあるもの
- ・消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないもの
- ・前項に掲げるもののほか、実行委員会が不適切と判断した商品を出店するもの

<注意事項>

- 実行委員会が決定した出店位置に従うこと。
- 水や電気の利用は出店者側で用意すること。
- 施設内で排水はできないため、ゴミと一緒に持ち帰ること。
- 店の意匠や販売員の服装が広場の景観と著しく不調和でないこと。
- 出店箇所付近にゴミ箱を設置し、ゴミは全て事業者で持ち帰り、適切に処分すること。
- まつり終了後は、広場内を巡回しゴミを回収・処分すること。
- まつり終了後は、出店箇所の清掃を行い、原状回復すること。
- 火気を使用する場合は、業務用消火器（10 型）を準備し、防火対策すること。（事前確認あり）
- 搬入搬出時は、公園利用者に十分注意すること。
- 法令が定める申請・届出や資格者の設置は出店者の責任と負担で必ず実施すること。
- 食品等を扱う場合は、食品衛生法等の規定及び基準を守り、適正に販売すること。
- 食品等を扱う場合は、食中毒防止のため、衛生・安全等に対して万全の態勢を整えること。
- 食品等を扱う場合は、食品衛生責任者の氏名を、販売所等の見やすい場所に掲示すること。
- 食物アレルギーの対策として、アレルゲン食品の表示を行うこと。
- 許可内容と関係のない広告等は掲示しないこと。
- 車止めなどで車両を固定すること。
- 拡声器等を利用した呼び込み、周りの迷惑になる大きさのBGMの使用は禁止する。
- 発電機を使用する場合は、騒音対策を行うこと。
- 出店による事故や苦情等のトラブルは、出店者が迅速に対応すること。なお、発生したトラブル等については、その内容を速やかに実行委員会に報告すること。
- 出店者は、広場施設・第三者への損傷及び提供する飲食物の食中毒等による損害賠償等について責任を持って対処すること。
- 出店物の盗難、破損及び紛失について、主催者側は一切責任を負わない。
- 出店者は、売上状況や主催者側が実施するアンケートに協力すること。
- 実行委員会の運営方針に反する行為やトラブル等があった場合、許可を取り消す場合がある。
- 地震、警報発令時等、又は偶発的事象によるものである場合には、出店について指示することがある。
- 「橋本市都市公園条例」を遵守すること

※その他、定めのない事項又は疑義を生じた事項については、法令に定めるところによるもののほか、当実行委員会と出店者の協議の上処理するものとする。

お問い合わせ：橋本市高野口公園桜まつり実行委員会
事務局 橋本市経済推進部シティプロモーション課 山崎、中山
☎ 0736-33-6106 ✉ chiikisn@city.hashimoto.lg.jp

